

第2章 計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

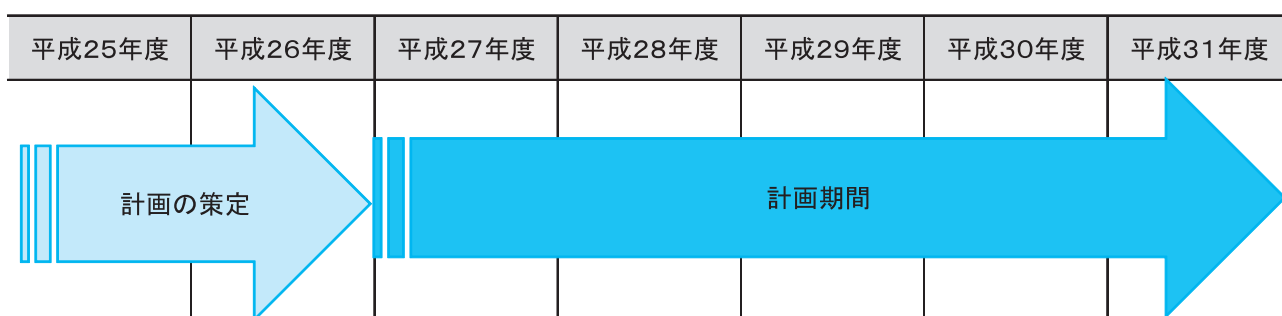
この計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、同法第60条に基づく国の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年7月2日 内閣府告示第159号；以下「指針」）に即して、策定するものです。

また、この計画は、本市の子どもと子育てに関する施策を総合的・一体的に進めるため、少子化対策推進行動計画である「かなざわ子育て夢プラン2015」（以下「夢プラン」）など既存計画との整合性を図りながら推進していきます。

なお、指針において、事業計画作成に関する任意記載事項とされている「児童虐待防止対策の充実」、「母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進」及び「障害児施策の充実等」と、児童相談所設置市である本市の事業計画に盛り込む必要のある「社会的養護体制の充実」については、夢プランにおいて定めることとします。

2 計画期間

本計画の期間は、平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5年間です。



3 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、該当区域ごとに「量の見込み」（需要）と「確保の内容」（供給）を図ることとしています。

教育・保育の提供区域の設定においては、地理的条件、子どもの人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に判断することが求められます。

■本市の教育・保育提供区域設定の考え方

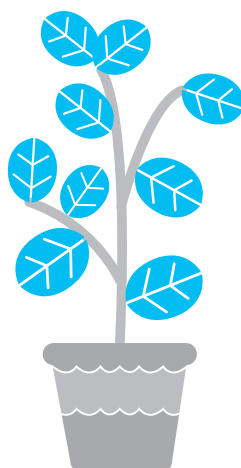
本市では教育・保育の提供区域のうち、「1号認定（教育標準時間認定）」の提供区域については、通園バス利用や市外利用者が多いなど、本市の幼稚園の利用者の方が広域で利用しているケースが多いことから、提供区域を分けず全市域とします。

一方、「2号・3号認定（保育認定）」の提供区域について、本市では、従来から保育所に関して用いてきた6つの区域が定着しており、計画ではこれを基本として、他の区域に比べ年少人口が多い駅西・臨海区域をさらに分割して、以下の7区域とします。

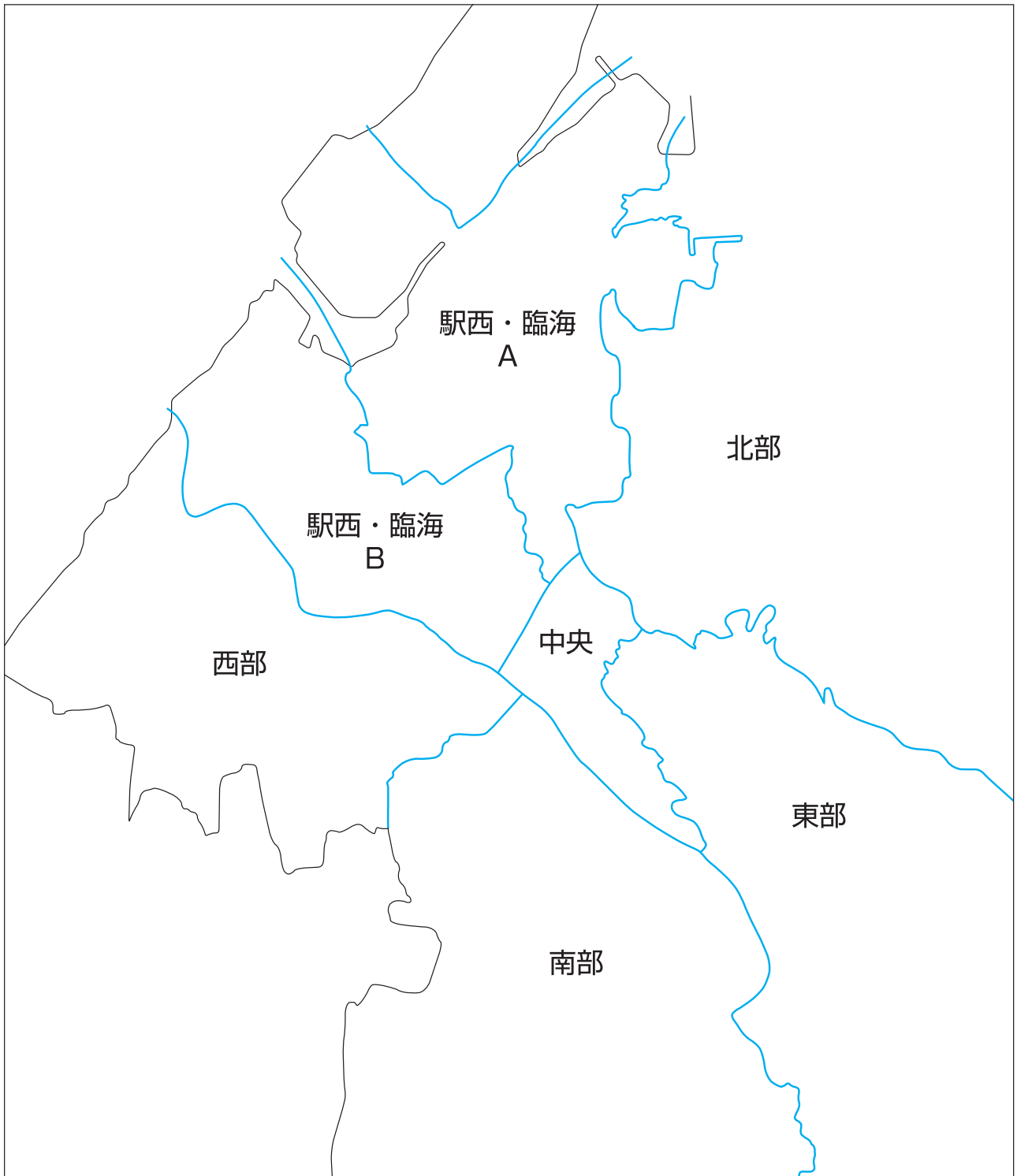
【保育の提供区域】

区域	該当地域（小学校区） *注
中央	菊川町、新豎町、中央、味噌蔵町、明成
東部	小立野、犀川、材木町、田上、東浅川、味噌蔵町、南小立野、杜の里、湯涌
南部	泉、泉野、内川、扇台、四十万、十一屋、富樫、中村町、長坂台、額、伏見台、三馬、米泉
北部	浅野町、医王山、小坂、千坂、花園、馬場、不動寺、三谷、森本、森山町、夕日寺
駅西・臨海A	浅野川、栗崎、大浦、鞍月、諸江町
駅西・臨海B	大野町、金石町、木曳野、大徳、戸板、長田町、西
西部	押野、新神田、西南部、中村町、緑、三和、安原、米丸

*（注）小学校区は概ねの目安。上記以外でも複数の区域にまたがる場合がある。



■本市の保育提供区域図



4 保育の具体的確保方法

量の見込みが大きい保育については、既存の資源の活用や迅速かつ柔軟な対応を図るため、次の優先順位で確保を図ることとします。

【優先順位】

- ①既存の保育所の利用定員の拡大（3歳以上児定員から3歳未満児定員への振替を含む。）
- ②既存の保育所の分園の設置又は増築
- ③保育所の新設
- ④幼稚園から認定こども園への移行による保育定員の確保
- ⑤既存の認可外保育施設や事業所内保育施設の活用（地域型保育事業として認可）
- ⑥地域型保育事業（小規模保育事業A型）の新設

5 認定こども園の移行に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることをめざしています。国では、新制度において認定こども園制度を改善し、その普及を進めています。

それぞれの幼稚園や保育所が認定こども園へ移行することについては、各設置者の自主的な判断によるべきものであり、本市は移行を積極的に働きかけることはしませんが、移行希望の設置者には円滑な移行に配慮します。

6 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実について

（1）幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育のめざすところは、すべての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上と人材育成が不可欠です。そのため、教育プラザにおける研修をさらに充実するとともに、各教育・保育施設や関係団体が行う研修を積極的に支援します。

また、幼稚園教諭・保育士の合同研修などにより、幼児期の学校教育と保育の共通理解を図ることや、障害のある子どもなど特に配慮を要する子どもに適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化します。

（2）子ども・子育て支援事業者間の連携・協力

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援を実施することが求められています。

また、子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援の質・量にわたる充実が重要となります。

地域子ども・子育て支援事業は、教育・保育施設を利用しない在宅の子育て家庭を含む全ての子育て家庭の多様なニーズに応え、さまざまな運営主体により事業が展開されています。一方、幼稚園・保育所・認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設です。この両者が相互に補完することによって、本市の子ども・子育て支援の確保と充実を図ることが可能となります。

また、地域型保育事業を利用した満3歳未満の子どもが、満3歳以降も幼稚園・保育所・認定こども園で、切れ目なく適切に教育・保育が受けられるための配慮も必要です。

こうしたことから、子ども・子育て支援事業者の間での情報共有や支援など、連携・協力関係の構築を図ります。

(3) 教育・保育施設と小学校の連携・接続

幼児期の教育は、子どもたちの「生きる力」の基礎やその後の学校教育の基盤を培う大変重要なものです。それだけに、幼稚園、保育所及び認定こども園には、幼児期の学校教育・保育の充実を図ることはもとより、小学校等と連携し、小学校教育への円滑な接続に努めることが求められます。

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校教諭と幼稚園・保育所・認定こども園の職員が、共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法について理解を深め、共有することが大切です。

こうしたことから、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の児童との交流や、職員間の意見交換や合同研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

7 教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の利用援助について

質の高い教育・保育の提供や地域子ども・子育て支援事業の充実を図っても、これらを必要とする市民の利用に結びつかなければ意味がありません。

妊娠期からの保健師等による情報提供や、保育利用支援員又は子育て支援チーフコーディネーターによる産前・産後休業や育児休業明けの保育サービスの利用のあっせん、地域子ども・子育て支援事業の紹介など、施設や事業の利用援助に努めます。